

令和8年度（公財）兵庫県勤労福祉協会嘱託員
（ひょうごグローバル人材活躍企業主任推進嘱託員）
採用選考案内

- ・受付期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月6日（金）〔受信有効〕
 ※受付はメールのみです。
- ・試験日 令和8年2月18日（水）（予備日2月19日（木））
- ・任用期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
- ・勤務場所 中央労働センター内事務室

① 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定 人 員	主な職務内容	勤務形態
主任推進 嘱 託 員	1人	「ひょうごグローバル人材活躍企業認定制度」の推進にかかる企業調査に関連する業務など	週38時間45分 （原則7時間45分×週5日） ※詳細は末尾の「勤務形態」を参照してください。

② 受験資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方
- (2) 任用の日に（公財）兵庫県勤労福祉協会に勤務可能な方
- (3) 次の欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人
（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (4) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方

③ 選考方法

- (1) 書類選考
- (2) 面接試験（書類選考合格者のみ）
- (3) 面接試験日時
令和8年2月18日（水）（予備日2月19日（木））
※試験時間は申込みされた方に、別途お知らせします。

(4) 場 所

兵庫県中央労働センター1階（ひょうご労働図書館内会議室）
神戸市中央区下山手通6－3－28
TEL: 078－341－1510

④ 申込方法及び申込先

原則、所定の様式ファイルを兵庫県勤労福祉協会HP [お知らせ | 兵庫県勤労福祉協会](#) よりダウンロードのうえ、必要事項を入力したものをメールに添付して、下記アドレス宛に送信してください。

所定の様式ファイルには写真画像（サイズは5MB まで）を貼付してください。

E-mail : contact@kinrou-hyogo.jp

※1 受付期間内に正常に受信したものを有効とします。使用されるパソコンや通信回線上の障害によるトラブル等に関しては、一切責任を負いません。

※2 申込者には、受付確認のメールをお送りします。

令和8年2月12日(木)を過ぎてもメールが届かない場合は、令和8年2月13日(金)午前10時までに以下の問い合わせ先に電話で照会してください。

※3 受信設定が必要な場合は、kinrou-hyogo.jp を受信できるようにしてください。

※4 応募データは返却しませんのでご了承ください。

〔問い合わせ先〕

兵庫県勤労福祉協会企画管理部 宿南（シュクナミ）

TEL: 078－341－1510

⑤ 合格発表

2月下旬頃に合格者、補欠合格者、不合格者とも、メールにより通知します。

⑥ 採用予定時期

(1) 採用日は原則として令和8年4月1日（水）です。

(2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

⑦ 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

⑧ 勤務条件等

(1) 基本報酬

月額 180,000 円 ～ 210,000 円

※報酬額の算定は、職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

(2) 賞与有（年2回）

年間計2.0月

- (3) 通勤手当
 (公財) 兵庫県勤労福祉協会の職員給与規程に基づき、実費相当分を支給します。
 (支給限度額の設定あり)
- (4) 勤務時間
 週38時間45分 (原則 7 時間45分×週 5 日)
- (5) 休暇
 年次有給休暇 (時間単位の取得が可能)
 その他、夏季休暇(有給)等任用条件に応じた各種休暇 (有給・無給) あり
- (6) 社会保険
 全国健康保険協会 (協会けんぽ)、厚生年金保険、雇用保険

⑨ その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業について状況の確認をさせていただきます。
- また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
- ・ 兼業先の業務が、協会の信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、協会の業務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

▽勤務形態

勤務時間、 始業・終業時刻、 休憩時間、 所定時間外労働の有無	1 勤務時間は、1 日 7 時間45分 2 始業・終業の時刻 始業 (8 時45分) から 終業 (17時30分) 休憩時間 6 0 分 (昼休み: 12:00~13:00) 3 所定時間外労働の有無 (☒ 有 ・ 無) 4 業務の状況又は季節により、就業時間及び休憩時間を繰り上げ、 または繰り下げ及び変更することがあります。
休日及び勤務日	1 休 日: 毎週土・日曜日、国民の祝日、その他 (12 月 29 日~1 月 3 日) 2 勤務日: 毎週月曜日から金曜日まで (週 5 日)